

## 再研修の方（介護支援専門員証の有効期間が満了している方）で、登録地が山梨県の方の 介護支援専門員証の交付手続きについて

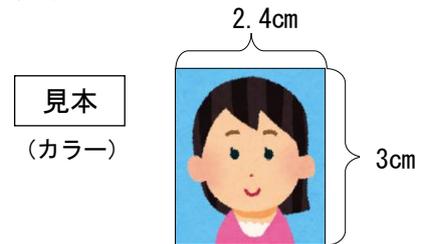
証の交付を受けなければ、介護支援専門員として就業できません。必ず申請手続きをしてください。

介護支援専門員証が失効したまま業務を行った場合は、介護支援専門員としての登録を削除することとなりますので注意してください。

◆ 山梨県以外の都道府県に登録されている方は、各都道府県にお問い合わせください。

< 申請に必要な書類 > ※郵便で受け付けます

- 山梨県収入証紙 2,000円分を貼付した介護支援専門員証交付申請書（第5号様式その2（再研修修了者））
  - ・山梨県収入証紙は山梨中央銀行本店・各支店等で購入可能
- 再研修修了証明書（写）
- 現在交付されている（失効した）介護支援専門員証（名刺サイズ、白色）
  - ・介護支援専門員証を交付されていない場合は、介護支援専門員登録証明書及び介護支援専門員登録証明書携帯用（名刺サイズ、黄色）を提出
- 住民票抄本（コピー不可）
  - ・本人情報のみで本籍・続柄・個人番号（マイナンバー）を省略したもの
  - ・申請前3か月以内に発行されたもの
- 写真（カラー 縦3cm×横2.4cm 耐熱性）
  - ・申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のもの
  - ・写真の裏に氏名を記入
- 434円分の切手（定形郵便84円＋簡易書留350円）を貼付した返信用定型封筒
  - ・封筒のサイズは長3（長さ23.5cm、幅12cmの長方形）で、住所、氏名を記入
- 令和5年度介護支援専門員証有効期間の開始日の希望について（別紙1）



< 登録事項（住所・氏名）の変更について >

- 登録事項（住所・氏名）に変更がある場合は変更手続きが必要になります。介護支援専門員証登録事項変更届出書（第3号様式）を併せて提出してください。
- 氏名変更の場合は、戸籍抄本（戸籍の一部事項証明書）を添付してください。
- 住所変更において、住民票に旧証の登録現住所が記載されていない場合は、旧証の登録現住所から新住所まで追跡可能な公的書類を添付してください。

※ 介護保険法施行規則改正により、平成27年4月1日以降発行する介護支援専門員証には、介護支援専門員の個人情報保護を目的として、住所に関する事項は記載されません。

< 申請受付方法 >

A 令和6年4月1日から4月7日までに就業する方

※修了証の交付前に、それ以外を先に提出し、後日修了証の写しを提出する必要があります

申請書類の送付方法 (2段階に分けて申請する必要があります)		
提出期限	提出書類	提出方法
1回目 令和6年 3月29日(金) <b>必着</b>	再研修修了証明書(写) <u>を除く</u> すべての申請書類	県健康長寿推進課へ 郵送
※書類に不備がある場合、補正が必要となりますので、なるべく早く御提出ください。		
2回目 令和6年 4月5日(金) <b>必着</b>	再研修修了証明書(写)	県健康長寿推進課へ 郵送又はFAX送信
有効期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	
送付予定	令和6年4月15日～令和6年4月19日に送付	

B 令和5年4月8日以降に就業する方

申請書類の送付方法		
提出期限	提出書類	提出方法
令和6年 4月5日(金) <b>必着</b>	申請書類一式(再研修修了証明書(写) を含めた申請書類)	県健康長寿推進課へ 郵送
有効期間	令和6年4月8日から令和11年4月7日まで	
送付予定日	令和6年4月22日～令和6年5月2日に送付	

< 申請に関する注意事項 >

- ※ 今回の申請受付期間及び有効期間開始日については、特例的な対応となります。
- ※ 提出書類に不備がある場合、有効期間開始日の希望(A・B)に添えないことがありますので、御注意ください。
- ※ 提出期限までに修了証明書を提出できない場合は、県健康長寿推進課に御相談ください。
- ※ 令和6年3月31日以前に就業される場合は、事前に県健康長寿推進課に御相談ください。
- ※ 令和6年4月8日以降に申請書類を受理した場合は、有効期間を「書類受理日の同一週の金曜日から5年経過する日まで」とし、送付には有効期間開始日から2週間程度を要します。

《 申請書類の提出先・申請に関するお問い合わせ先 》

山梨県福祉保健部 健康長寿推進課 介護サービス振興担当  
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1  
TEL 055-223-1455 FAX 055-223-1469

※県ホームページのお問い合わせフォームは、回答までの手続きに時間を要しますので、  
お問い合わせは電話かFAXでお願いいたします。

別紙 1 (再研修修了者)

令和 6 年度 介護支援専門員証の有効期間の開始日の希望について

令和 年 月 日

氏 名	
日中の連絡先 (電話番号)	
有効期間の 開始日の希望 (○を付ける)	<input type="checkbox"/> A 令和 6 年 4 月 1 日 (満了日：令和 1 1 年 3 月 3 1 日)
	<input type="checkbox"/> B 令和 6 年 4 月 8 日 (満了日：令和 1 1 年 4 月 7 日)
備 考	

※ 登録地が山梨県にある方が対象となります。山梨県以外の都道府県において登録を受けている方は、各都道府県にお問い合わせください。

※ A 又は B を選ぶことができない理由がある場合は、県健康長寿推進課 介護サービス振興担当あてに電話 (0 5 5 - 2 2 3 - 1 4 5 5) にて御連絡ください。

※ その他、申請に関する問い合わせは、**電話か F A X** をお願いします。

山梨県収入証紙貼付欄（2,000 円）

## 介護支援専門員証交付申請書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）氏 名 印

電話番号（自宅） — —

（携帯） — —

介護保険法第69条の7第2項に規定する研修の課程を修了したので、同法施行規則第113条の20の規定により介護支援専門員証の交付を申請します。

フリガナ											
氏 名											
生年月日 （西暦）					年				月		日
フリガナ											
住 所	〒 —										
登録番号											
介護支援専門員 資格登録年月日 （西暦）					年				月		日

（注意）1 氏名を自署して申請する場合は、押印を省略することができる。

2 添付書類は次のとおりとする。

①写真（カラー縦3cm×横2.4cm）1枚

申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のもの。

裏面に氏名を記入すること。

②介護支援専門員証

③再研修修了証明書の写し

④住民票（申請前3か月以内に発行されたもの）

ただし、登録申請（第1号様式）と併せて申請する場合は不要とする。

⑤返信用定型封筒（長形3号23.5cm×12cm）

住所・氏名を記入し、434円分の切手を貼付すること。

山梨県収入証紙貼付欄 (2,000 円)  
↑  
収入印紙ではありません。収入証紙は山梨中央銀行や県庁売店で購入できます。

介護支援専門員証交付申請書

令和 年 〇月 〇〇 日

山梨県知事 殿

(申請者) 氏 名 〇 川 〇 子 印

住民票のとおりに記載してください。

電話番号 (自宅) — —

例) 渡辺→渡邊、恵子→惠子  
〇丁目〇番地〇号 等

携帯電話をお持ちの方 → (携帯) — —  
は記載してください。

介護保険法第69条の7第2項に規定する研修の課程を修了したので、同法施行規則第113条の20の規定により介護支援専門員証の交付を申請します。

フリガナ	〇〇カワ 〇〇コ										
氏 名	〇 川 〇 子										
生年月日 (西暦)	1	9	8	0	年	〇	〇	月	〇	〇	日
フリガナ	コウフシマルノウチ										
住 所	〒 400 - 8501 甲府市丸の内〇丁目〇番〇号										
登録番号	1	9	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
介護支援専門員 資格登録年月日 (西暦)	2	0	〇	〇	年	〇	〇	月	〇	〇	日

フリガナを忘れずに記載してください。

(注意) 1 氏名を自署して申請する場合は、押印を省略することができる。

2 添付書類は次のとおりとする。

- ①写真 (カラー縦 3cm×横 2.4cm) 1 枚  
申請前 6 か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のもの。  
裏面に氏名を記入すること。
- ②介護支援専門員証
- ③再研修修了証明書の写し
- ④住民票 (申請前 3 か月以内に発行されたもの)  
ただし、登録申請 (第 1 号様式) と併せて申請する場合は不要とする。
- ⑤返信用定型封筒 (長形 3 号 23.5cm×12cm)  
住所・氏名を記入し、434 円分の切手を貼付すること。

不明の場合は空欄で構いません。